令和８年度就学援助制度のお知らせ

筑前町では、町立小・中学校に在籍する児童生徒の就学が、経済的な理由により困難と認められる家庭の保護者に対して、給食費や学用品費等の一部を援助する制度を設けています。希望される方は、下記により申請してください。

なお、就学援助制度の申請は、**毎年申請が必要**です。

◆　援助対象者の認定基準

以下のいずれかの条件に該当する世帯

①　生活保護が停止または廃止になった　②　世帯全員の町民税が非課税又は減免されている
③　児童扶養手当を受けている　④　国民年金保険料が免除されている
⑤　世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい

◆　援助内容

支給項目及び支給額（予定）

※　認定をした月や学年ごとに支給内容が異なります。　（単位：円）

【　年　額　】		学用品等購入費	入学準備金（①）	給食費	校外活動費	修学旅行費	卒業アルバム代	医療費（②）
小学校	１年	11,630	57,060	実費	活動に要する経費の均一の負担額	旅行に要する経費の均一の負担額	要する経費の均一の負担額	自己負担額
	2～6 年							
中学校	１年	22,730	63,000					
	2･3 年							

【注】　原則、校納金は通常どおり納めた上で、各学期末に事後支給となります。

①　入学準備金の対象は、新入学児童生徒（小１・中１）で、かつ４月・５月認定者のみです。
②　医療費は、学校病（虫歯・中耳炎・結膜炎・はくせん（タムシ・しらくも・水虫）・慢性副鼻腔炎・アデノイドなど）のため学校から医療券の発行を受けた場合のみです。
③　校外活動費、修学旅行費、卒業アルバム代には限度額があります。

◆　申請に必要なもの

①　**就学援助申請書類**（教育課に設置）
②　**申請(保護)者名義の普通預金通帳**（郵便局はゆうちょ銀行(7 桁の口座番号)に切り替えられたものに限る）
③　**印鑑（認印）**
④　児童扶養手当を受けている方は、**児童扶養手当証書**（有効期限内のもの）
⑤　令和８年１月１日時点で筑前町に住民登録がない方は、その時の住所地が令和８年６月以降に発行する**令和８年度所得課税証明書**（世帯全員分）
※所得課税証明書の取得については、事前にご相談ください。

◆　申請手続

申請書類に必要事項を記入・押印し、**教育課**へ提出して下さい。
認定結果については、教育委員会にて認定の可否を決定し、通知します。
※児童生徒と保護者が別居の場合、児童生徒の居住先へ家庭訪問等の実態調査を行うことがあります。

◆　申請締切

令和８年４月１７日（金）
締切後も随時受け付けています。審査にて認定となった場合は申請した月から対象となります。

◆　お問い合わせ先

筑前町教育委員会　教育課　　筑前町新町 450 番地　　筑前町こども未来館内
☎0946（22）3385（直通）